

イジメによる焼身自殺 使用者責任と労災認定求める公判始まる

備前市の介護職員として勤務していた夫(当時42才)が焼身自殺したのは、職場でのイジメや暴言が原因だとして、使用者責任を問う民事裁判が、6月22日、岡山地裁で行われ遺族の妻が意見陳述を行いました。

原告・奥さんの冒頭意見陳述

妻は、「職場でのイジメにより夫の表情が暗くなり、人格も性格も別人のようになった。イジメを認識していたにもかかわらず放置し配置転換等の手立てを取らなかったのは、安全配慮義務を果してなく使用者責任がある」、「幼い二人の子どもたちを残し、この世を去らざるを得なかった夫の無念な気持ちと、私たち家族を救ってください」と訴えました。

この職場の実質的な責任者によるイジメ・イビりは、相手が壊れてしまうまで続くので、標的になった職員が次々と職場を去っていく異常な状況が放置されたままになっていました。ある同僚は被災者の変調を心配し、自殺の可能性を事業所に報告し対処するよう求めていました。事前に自殺を防げた事案であり本当に残念でたまりません。

裁判長の「お悔み」の発言

また、7月27日には労災認定を求めた行政訴訟も岡山地裁で始まりました。公判では、冒頭原



原告の冒頭意見陳述公判後の報告集会6月22日

告の意見陳述があり、家庭思いの夫が急変していったことを具体的に思いを込めて陳述しました。

裁判長は、「裁判はこれから始まり、訴えについての判断はできませんが、亡くなられたご主人に高いところからではありますが、心よりお悔み申し上げます。」との発言がありました。

いじめや人間失格等の言動がうつ病発症と自殺の原因になったことを明らかにしていくことになります。

公判傍聴等のご支援をお願いします。

日系ブラジル人らがストで要求前進 —労災休業の賃金補償、有給取得の皆勤手当カット撤廃等—

7月8日、アサゴエ工業(株)御津工場にナイスプランニング(株)から派遣されている日系ブラジル人らが加入する岡山地域労働組合の支部は、有給取得による皆勤手当のカット撤廃、労災休業補償などの要求を、1時間のストライキを執行して前進させました。

7日に行われた団体交渉で、皆勤手当のカットの撤廃、労災3日まで休業補償100%、一方

的配転の撤回、住宅契約書のポルトガル語訳を8月中に行うなどの前進を獲得したことを確認して、1時間のストで終了しました。

7月からの社会保険加入と皆勤手当1時間当たり200円を150円にするとの一方的変更に対して、地域労組に加入。6月の団体交渉では、前進回答が得られませんでした。

7月再度要求を掲げ、ストを通告しました。